

長野県における家電リサイクル法に係る取組・状況

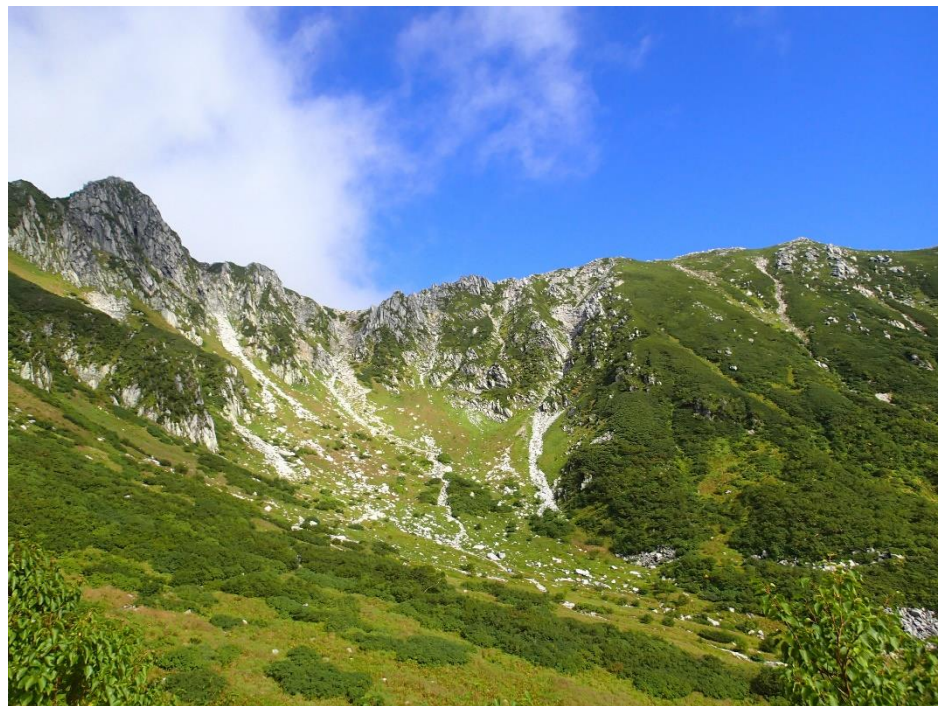


しあわせ信州

日本列島のほぼ中央に位置し、
四方を8つの県と隣接

県域は東西約120km、南北約212kmに広がり、面積は全国第4位の13,561.56km²

標高3,000m級の山々や県土の約8割を占める森林など、豊かな自然や美しい景観



19市・23町・35村、合計77市町村は、全国で2番目に多く、特に村の数は全国で最も多い。(人口1,000人以下7村)



長野県リサイクルキャラクター「クルるん」

長野県PRキャラクター「アルクマ」・長野県アルクマ

ごみの少なさ ランキング

“6年連続”

日本一

順位	県名	1人1日当たり排出量
1位	長野県	816 g
2位	京都府	836 g
3位	滋賀県	837 g
	全国平均	918 g

令和元年度

真面目な県民性

市町村のごみ減量化の取組
に対する理解 ⇔ ごみ減量化
に対する意識が浸透

ごみ処理の有料化を
導入する市町村が多く
(県77.9% 国65.5%)、
指定袋への記名とともに、
適正な分別や減量
化に寄与

	市町村数	1人1日当たり排出量
有料化＋記名式	55	745 g
有料化のみ	5	868 g
記名式のみ	14	899 g
上記以外	3	937 g

令和2年5月現在

長野県の主な不法投棄防止対策

市町村職員の県職員併任制度

市町村職員を長野県職員（廃棄物検査員）として併任発令を行う。（55市町村170名）

夜間監視パトロール

青色回転灯を装備した公用車で幹線の巡回監視を行う。（R2実績：36日延べ6,047km）

不法投棄監視連絡員

市町村から推薦された住民を不法投棄監視連絡員（有償ボランティア）に任命し、不法投棄に関する情報収集、必要に応じた回収を実施する。（100名 R2発見件数1,660件）

河川の一斉パトロール

国、県、市町村及び関係団体で、春と秋に河川の一斉パトロールを実施する。（参加人員400～500名）

不法投棄ホットライン

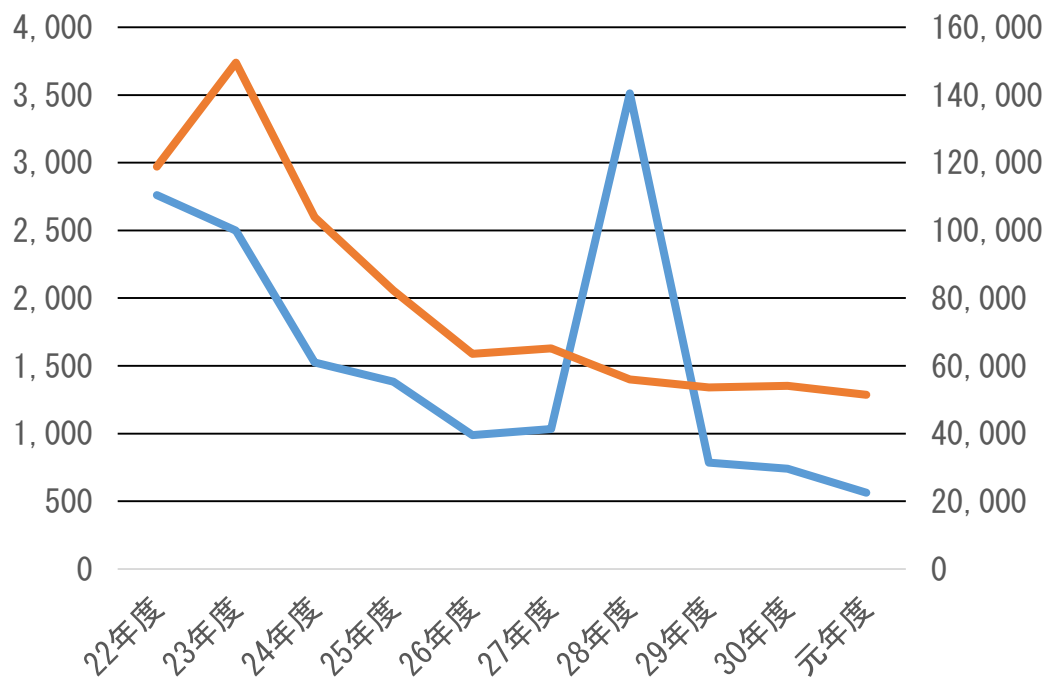
365日、24時間体制の電話通報窓口を開設する。（平成13年4月～）

廃家電 4 品目の不法投棄(回収)台数

長野県の不法投棄(回収)台数は、全国と同様総じて減少傾向にある。

元年度の562台について、1万人当たり台数(4.1)を乗じて得た844台、市区町村別の1万人当たり台数(市区3.7 町7.4 村14.5)を乗じて得た1,028台と比較すると、そのいずれよりも少ない。

	長野県	全 国
22年度	2,761	118,886
23年度	2,499	149,536
24年度	1,526	103,947
25年度	1,382	82,260
26年度	988	63,509
27年度	1,033	65,152
28年度	3,512	55,993
29年度	786	53,610
30年度	740	54,095
元年度	562	51,459



28年度(長野県)は大規模不法投棄の代執行事案を含む。

— 長野県 — 全 国

引取義務外品の回収体制

	構築割合
長野県	84.4%
全国平均	86.1%

義務外品の回収体制を構築している市町村の割合は、長野県は全国平均を下回る。

令和3年1月現在

不法投棄台数(562台:元年度)について、義務外品の回収体制の有無・市町村の別を分析すると、長野県においては、人口規模による傾向は得られるものの、回収体制の有無による明確な傾向は得られない。

回収体制	市町村数	平均人口	不法投棄台数	
			合計	1万人当たり
有	19市	87,200人	367台	2.22台
有	18町	12,423人	87台	3.89台
無	5町	9,076人	21台	4.63台
有	28村	4,302人	72台	5.98台
無	7村	4,075人	15台	5.26台

指定引取場所

	か所数	1,000km ² 当たり
長野県	10か所	0.74か所
全 国	342か所	0.90か所

指定引取場所は、長野県内に10か所指定されているが、単位面積当たりの指定か所は全国平均より少ない。

令和元年7月現在

広い県土を有する長野県においては、最寄りの指定引取場所までの収集運搬が市町村の負担となっている。

市町村	最寄りの指定引取場所	距離/時間
栄 村(最北)	佐川急便(株)上越営業所(上越市)	61km/1h30m
川上村(最東)	都留貨物自動車(株)甲府支店(中央市)	55km/1h20m
根羽村(最南)	前田産業(株)(飯田市)	46km/1h00m
南木曾町(最西)	東海西濃運輸(株)岐阜東濃支店(土岐市)	64km/1h30m

リサイクル料金の支払方法について

リサイクル料金の支払方法について、長野県の市町村に、アンケートを実施(R3/6/15~6/24、回収74/77)、約8割の市町村が「前払い」を求めている結果となった。

支払い方法に係る意向	市町村数	構成比	回答に係る主な理由
前払い(購入時の支払い、製品に内部化)	59	79.7%	受益者(購入者)負担の原則、市町村負担の軽減、不法投棄の減少に寄与、制度の簡素化
後払い(現行の方式、排出時に支払い)	5	6.8%	不法投棄の減少に寄与するか疑問、見直しによる混乱が懸念
どちらとも言えない	9	12.2%	メリット・デメリットがあり判断は難しい
分からない	1	1.3%	

市町村等からの要望について

リサイクル料金の前払い制度の導入

自動車リサイクル法と同様の前払い方式、又は資源有効利用促進法と同様の内部化方式について導入していただきたい。(不法投棄された廃家電のリサイクル料金に係る市町村負担の軽減に寄与)

対象品目の拡大

有機ELテレビや大型家電(電子レンジ・電動マッサージチェア)など、対象品目の追加指定をしていただきたい。

指定引取場所の拡大

収集運搬の負担を軽減するよう、指定取引場所の追加指定をしていただきたい。